

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を
 改正する省令（案） 新旧対照表

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年
 厚生労働省令第十四号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物） 第一条（略） 一～十四（略） 十五 N—（一—アミノ—三—ジメチル—一—オキソ ブタン—ニ—イル）—一—ペンチル—一H—インダゾ ル—三—カルボキサミド及びその塩類 十六～十七（略） 十八 N—（一—アミノ—三—メチル—一—オキソブタン —ニ—イル）—一—（五—フルオロペンチル）—一H— インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類 十九～三十（略） 三十一 キノリン—八—イル—一—（四—フルオロベンジ ル）—一H—インドール—三—カルボキシラート及びそ の塩類 三十二～四十九（略） 五十 ニ—（二・五—ジメトキシ—四—ニトロフェニル） エタンアミン及びその塩類 五十一～五十四（略） 五十五 （二・二・三・三—テトラメチルシクロプロパン —一—イル）「一—（四・四—トリフルオロブチル</p>	<p>（指定薬物） 第一条（略） 一～十四（略） （新設） 十五～十六（略） （新設） 十七～二十八（略） （新設） 二十九～四十六（略） （新設） 四十七～五十（略） （新設）</p>

（一）H—インドール—三—イル」メタノン及びその塩類

五十六〜七十一（略）

七十二 N—（一—フェネチルピペリジン—四—イル）—

N—フェニルアセトアミド及びその塩類

七十三〜八十（略）

八十一 —（五—フルオロペンチル）—N—（ナフトレン

—一—イル）—H—インダゾール—三—カルボキサミド

及びその塩類

八十二〜九十二（略）

九十三 —「（三—メチルフェニル）メチル」ピペラジ

ン及びその塩類

九十四〜百十八（略）

（医療等の用途）

第二条（略）

一〜四（略）

五（略）

(略)	(略)
ナフトレン—一—イル（ —ペンチル—H—ピ ロール—三—イル）メタ ノン、その塩類及びこれ らを含む物	学術研究又は試験検査 の用途（ただし、第一 号に掲げる者における 場合を除き、かつ、人 の身体に使用する場合 以外の場合に限る。）
N—（一—フェネチルピ ペリジン—四—イル）— N—フェニルアセトアミ	学術研究又は試験検査 の用途（ただし、第一 号に掲げる者における

五十一〜六十六（略）

（新設）

六十七〜七十四（略）

（新設）

七十五〜八十五（略）

（新設）

八十六〜百十（略）

（医療等の用途）

第二条（略）

一〜四（略）

五（略）

(略)	(略)
ナフトレン—一—イル（ —ペンチル—H—ピ ロール—三—イル）メタ ノン、その塩類及びこれ らを含む物	学術研究又は試験検査 の用途（ただし、第一 号に掲げる者における 場合を除き、かつ、人 の身体に使用する場合 以外の場合に限る。）
(新設)	(新設)

六 (略)	(略)	ド、その塩類及びこれら を含有する物	場合を除き、かつ、人 の身体に使用する場 合以外の場合に限る。
	(略)	一―(四―フルオロフェ ニル)ピペラジン、その 塩類及びこれらを含有す る物	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途
	(略)	一―(三・四―メチレン ジオキシベンジル)ピペ ラジン、その塩類及びこ れらを含有する物	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途
	(略)	一―「(三―メチルフェ ニル)メチル」ピペラジ ン、その塩類及びこれら を含有する物	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途
	(略)	一―(三―メチルインダン―二 ―アミン、その塩類及び これらを含有する物	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途

六 (略)	(略)	一―(四―フルオロフェ ニル)ピペラジン、その 塩類及びこれらを含有す る物	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途
	(略)	一―(三・四―メチレン ジオキシベンジル)ピペ ラジン、その塩類及びこ れらを含有する物	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途
	(略)	(新設)	(新設)
	(略)	一―(三―メチルインダン―二 ―アミン、その塩類及び これらを含有する物	元素又は化合物に化学 反応を起こさせる用途